危険な空き家の

解体費用を補助します。

令和8年度 熊谷市空き家等除却補助金

上限 30万円

市民の安全と生活環境の保全のため、**倒壊や建築資材飛散などのおそれがあるなど危険な状態にある空き家（不良住宅等）**の除却工事にかかる費用の一部を補助します。

対象家屋

（以下のすべてに該当すること）

- 昭和56年5月31日以前に建築された木造の居住用家屋であること
- 市内にあり、1年以上使用のない状態であるもの
- 建築資材の飛散又は落下により、近隣・公道に影響を及ぼすおそれがあるなど、危険性があるもの
- 市が定める「外観目視による不良度判定基準」の点数が一定以上であること

対象者

- 市税に滞納がないこと
- 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税課税台帳など）に所有者として記載されている者（法人は除く）
- 所有者が既に死亡している場合は、相続人

対象工事

- 市内に本店又は営業所を有する事業者が施工する危険な空き家の解体及び除却にかかる工事
- 同一の敷地内にある建築物などをすべて解体及び除却し、更地にする工事

補助金の交付決定前に工事に着手した場合は、補助の対象となりませんので、ご注意ください。

※住宅の解体後は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税などの税金が上がることがありますので、事前にご確認ください。

※申込み方法等については、詳細をご確認ください。

【申込み・問合せ】
〒360-8601 熊谷市宮町二丁目47番地1
熊谷市役所 市民部 安心安全課 空家対策係
TEL 048-524-1111（内線 332） FAX 048-521-0520
MAIL anshinanzen@city.kumagaya.lg.jp

熊谷市空き家等除却補助金

補助金の概要

特定空家等（※１）、管理不全空家等（※２）、不良住宅または不良住宅に準ずるものと認められる状態にある空き家を除却する個人に対し、除却費用の一部を補助するもの。

※１ 特定空家等：（空家法第２条第２項）そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るため放置することが不適切である状態にある空き家

※２ 管理不全空家等：（空家法第１３条第１項）適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にある空き家

対象要件

補助金の交付を受ける場合は、以下のすべての要件に該当する必要があります。

①特定空家等、管理不全空家等、不良住宅（※３）または不良住宅に準ずるもの（※４）と認められる状態にある空き家であること。

②市内にある昭和５６年５月３１日以前に建築された木造の居住用家屋で個人が所有するものであること（法人不可）。
なお、併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が延床面積の１/２以上であること。

③公共事業による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと。

④特定空家等、管理不全空家等、不良住宅または不良住宅に準ずるものと認められる状態にある空き家の所有者またはその相続人であること。

⑤申請者の他にも建築物に所有者等がいる場合や土地所有者が異なる場合、抵当権等の物件の設定がされている場合においては、権利者全員から除却について同意が得られていること。

⑥市内に本店または営業所を有する事業者との間に除却工事に係る工事請負契約を締結すること。

⑦市税（国民健康保険税含む。）の滞納がないこと。

⑧熊谷市暴力団排除条例（平成２５年条例第２８号）に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

※３ 不良住宅：建物の基礎、外壁、屋根等が破損し、倒壊等の危険がある建築物（次のページの空き家不良度セルフチェックシートによる評点合計が１００点以上のもの）。ただし、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められるものに限り、故意に破壊されたものを除きます。

※４ 不良住宅に準ずるもの：構造の破損等、一定の不良状態が確認されるなど、適切な管理が行われていないことによりそのまま放置すれば不良住宅に該当することとなるおそれのある状態にある建築物（空き家不良度セルフチェックシートの評定区分中「構造の腐朽又は破損の程度」の評点合計が１０点以上で、かつ、全体の評点が１００点未満のもの）。ただし、故意に破壊等させたものを除きます。

空き家不良度セルフチェックシートを用いて、対象の空き家が「不良住宅」等に該当するか、ご自身で確認の上、不良住宅等審査依頼をお申し込みください。その後、市職員が現地調査を実施し、対象の空き家が「不良住宅」等に該当するか、確認します。



①屋根ぶき材料に著しい剥落がある例



②外壁の仕上材の一部がはがれ、下地が露出している例

写真出典：①平成 23 年 12 月国土交通省住宅局住環境整備局　外観目視による不良判定の手引き（案）

空き家不良度セルフチェックシート

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	評点結果
構造一般の程度	⑴基礎	ア　構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	25	
		イ　構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	⑵外壁	外壁の構造が粗悪なもの（波トタンなど）	15		
構造の腐朽又は破損の程度	⑶基礎、土台、柱又ははり	ア　柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100	
		イ　基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
		ウ　基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
	⑷外壁	ア　外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	10		
		イ　外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	20		
	⑸屋根	ア　屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15		
		イ　屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25		
		ウ　屋根が著しく変形したもの	50		
防火上又は避難上の構造の程度	⑹外壁	ア　延焼のおそれのある外壁があるもの	10	25	
		イ　延焼のおそれのある外壁の壁面数が３以上あるもの	20		
	⑺屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
排水設備	⑻雨水	雨樋がないもの	10	10	

評点の合計	点

備考　１の評定項目につき該当評定内容が２又は３ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評定のうち最も高い評点とする。

補助対象工事

次のすべてに該当するもの

・**市内に本店又は営業所を有する事業者**が施行する除却工事であること。

・建設業法（昭和２４年法律第１００号）別表第１に掲げる土木工事業、建築工事業、解体工事業に係る同法第３条第１項の許可を受けた者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第２１条第１項の登録を受けた者が請け負う工事であること。

・**同一敷地内の建築物及び附属物（塀、門扉等）などをすべて除却し更地にする工事であること。（一部を残す場合は、対象外となります。）**

・**補助金の交付決定を受けた日以降に着手する工事であること。**

・交付決定を受けた年度の１月末日までに終了する工事であること。

補助金の額等

■補助額

次のいずれか低い額で　最大３０万円　（１，０００円未満切り捨て）

①特定空家等、管理不全空家等、不良住宅または不良住宅に準ずるものと認められる状態にある空き家の除却工事に要する費用（消費税を除く）×４／５

②床面積（居住に要する部分）×２０，０００円（１㎡あたり）

■補助件数　１５件

※交付申請の先着順とします。

※申請期間内であっても、予算に達した時点で受付を終了します。

申込みの流れ

1. 空き家不良度の確認

まずは、空き家が補助対象である「不良住宅」等に該当するか、ご自身で確認ください。

「空き家不良度セルフチェックシート」による**評点合計が１００点以上**の場合、またはシート中の評点区分「構造の腐朽又は破損の程度」の評点合計が１０点以上の場合は、補助の対象となる可能性がありますので、次の事前相談をお申込みください。

2. 事前相談（不良住宅等審査依頼）　**受付開始：令和８年４月２０日（月）から**

本市職員が現地調査を行い、補助対象となる建物であるか確認を行います。

以下の書類を提出してください。

⑴　不良住宅等審査依頼書

⑵　空き家不良度セルフチェックシート

⑶　建物の登記事項証明書の写し（未登記である場合は、固定資産税課税台帳又は課税明細書等の写し）　※３か月以内に発行されたもの

⑷　その他市長が必要とするもの（対象建築物の位置図、住宅地図の写しなど）

※　相続人が複数いる場合や土地所有者が異なる場合等には、権利者全員と連絡を取り、除却について同意を得られることを、事前に確認してからお申し込みください。

3. 不良住宅等審査結果通知

補助対象である「不良住宅」または「不良住宅に準ずるもの」に該当するか、審査後、結果を通知します（通知まで２週間程度かかります）。「不良住宅」または「不良住宅に準ずるもの」に該当する旨の通知があった場合は、次の手続である交付申請をお申込みください。

4. 交付申請　**申請期間：令和８年６月１日（月）から１１月３０日（月）まで**

下記の書類を提出してください。

⑴　補助金交付申請書（様式第１号）
⑵　補助対象空き家等の位置図（住宅地図など）
⑶　補助対象空き家等の所在地及び所有者等を確認することができる書類又はその写し
　以下のいずれか
　　ア　登記事項証明書（申請日から３か月以内に発行されたものに限る。）
　　イ　固定資産税評価証明書（申請日の属する年度分のものに限る。）
　　ウ　名寄帳の写し（申請日の属する年度分のものに限る。）
⑷　申請者以外の関係権利者全員の同意書（様式第２号）
　権利者の例）共有者、申請者以外の相続人、抵当権者など
⑸　誓約書兼同意書（様式第３号）
⑹　補助対象経費に掛かる見積書等の写し（宛名が申請者であるもの）
⑺　除却工事施工業者が建設業法許可等を受けていることを証する書類の写し
　（見積りを依頼した市内事業者のもの）
⑻　工事着工前の写真（全景２枚程度）
⑼　不良住宅等審査結果通知書の写し
⑽　相続人が申請する場合は、申請者と所有者の相続関係が確認できる戸籍謄本の写し及び
　相続関係人全員が確認できる相続関係説明図
⑾　その他市長が必要と認める書類

5. 交付決定通知

ご提出いただいた書類を審査し、交付決定通知を申請者宛てに郵送いたします。

なお、交付決定後に、工事内容に変更が生じた場合や工事を取りやめる場合は、速やかに工事内容等変更（中止）承認申請書（様式第６号）をご提出ください。

6. 完了報告　**工事完了期限　令和９年１月３１日（日）**

※**工事完了後、速やかに（１か月以内）**に以下の書類をご提出ください。

⑴　完了報告書（様式第８号）
⑵　工事請負契約書の写し（契約者が申請者であるもの）
⑶　工事代金領収書の写し（工事に要した費用の内訳がわかるもの）
⑷　除却後の現地写真（全景２枚程度）

その他

・解体工事は、交付決定後に着手してください。
既に着工しているものや交付決定前に着工したものは補助の対象外となります。

・**住宅の解体後は、住宅用地の特例措置が適用されなくなり、土地の固定資産税などの税金が上がる可能性がありますので、事前に担当課（資産税課：熊谷市役所本庁舎２階）にご確認ください。**

・特定空家等、管理不全空家等、不良住宅または不良住宅に準ずるものと認められる状態にある空き家の**相続人が申請を行う場合**は、他の相続人全員と連絡が取れることを確認してください。
全員の同意がない場合は、補助の対象外となります。

・補助金の交付は完了報告後となるため、**一時的に申請者が全額代金を負担する**こととなります。

各種様式

熊谷市空き家等除却補助金不良住宅等審査依頼書

年　　月　　日

熊谷市長　小　林　哲　也　　宛

（申請者）住　　所

氏　　名

電話番号

熊谷市空き家等除却補助金の不良住宅等に関する規程第２条の規定により、次のとおり審査の申し込みをします。

なお、審査にあたり、熊谷市職員が当該建物の敷地に立ち入ることについて、承諾します。

建物の所在地	熊谷市		
建物の所有者	氏名		申請者からみた続柄 □本人・□配偶者・□親・□子・ □その他（　　）
	住所	〒	
建築年月日	年　　月　　日		
空き家になった時期	年　　月		
規　模	延べ面積＿＿＿＿㎡　・　階数＿＿＿階		
用　途	□専用住宅　　□併用住宅　　□その他（　　）		
現在の状況	（例：居間の床が落ちている、雨漏りがする等）		
備　考			

（添付書類）

⑴　空き家不良度セルフチェックシート

⑵　建物の全部事項証明書（発行されてから３か月以内のもの）

⑶　前号の書類がない場合は、納税通知書又は空き家等の所有権を証明するもの

⑷　その他市長が必要とするもの（　　）

空き家不良度セルフチェックシート

申請者氏名

住宅の所在地

評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点	評点結果
構造一般の程度	⑴基礎	ア　構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	25	
		イ　構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
	⑵外壁	外壁の構造が粗悪なもの（波トタンなど）	15		
構造の腐朽又は破損の程度	⑶基礎、土台、柱又ははり	ア　柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100	
		イ　基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
		ウ　基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
	⑷外壁	ア　外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	10		
		イ　外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	20		
	⑸屋根	ア　屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15		
		イ　屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25		
		ウ　屋根が著しく変形したもの	50		
防火上又は避難上の構造の程度	⑹外壁	ア　延焼のおそれのある外壁があるもの	10	25	
		イ　延焼のおそれのある外壁の壁面数が３以上あるもの	20		
	⑺屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
排水設備	⑻雨水	雨樋がないもの	10	10	

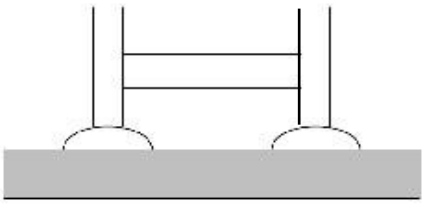
評点の合計	点

備考　１の評定項目につき該当評定内容が２又は３ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評定のうち最も高い評点とする。

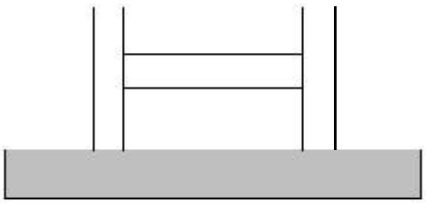
外観目視による不良度判定基準の例

評定区分	評定項目	評定内容	評点
構造一般の程度	⑴基礎	ア　構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10
		イ　構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20
	⑵外壁	外壁の構造が粗悪なもの（波トタンなど）	15

⑴　基礎



基礎が玉石の例



基礎がない例



コンクリート基礎等（評点 0）



ア　玉石（評点 10）



イ　基礎なし（評点 20）

⑵　外壁

【構造が粗悪なものとは】
・土壁、波板張り（トタン・スレート・硬質塩化ビニール等）、仕上げ（表層）材がないものは「構造が粗悪なもの」（耐力、耐久力、熱・光・音の遮断効果が劣るもの）として評価します。（木張りやモルタル仕上げ等の場合は評点 0 点）



土壁（評点 1）



波板（トタン）張り（評点 15）



仕上げ材なし（評点 15）

評定区分	評定項目	評定内容	評点
構造の腐朽又は破損の程度	(3) 基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25
		イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ケ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50
		ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100

⑶基礎、土台、柱又ははり



一部の柱が傾斜している例（２５点）





柱の変形が著しく崩壊の危険がある例（１００点）



柱の数カ所に破損がある例（５０点）



柱、はりの破損や変形が著しく崩壊の危険がある例（１００点）

評定項目	評定内容		評点
構造の腐朽又は破損の程度	(4)外壁	ア 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	10
		イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	20
	(5)屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15
		イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	25
		ウ 屋根が著しく変形したもの	50



外壁の仕上げ材の一部がはがれ、下地が露出している例（評点１０点）



外壁が剥落し、著しく下地が露出するとともに、壁体を貫通する穴を生じている例（評点２０点）



瓦の一部に剥離とズレがあり、漏りのある例（評点１５点）



アスファルト屋根等の一部にズレがあり、雨漏りのある例（評点１５点）



軒の裏板、垂木等が腐朽し、軒が垂れ下がっている例（評点２５点）



屋根に不陸（凹凸）がある例（評点５０点）

評定項目	評定内容		評点
防火上又は避難上の構造の程度	(6)外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10
		イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が３以上あるもの	20
	(7)屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10
排水設備	(8)雨水	雨樋がないもの	10

(6) 外壁

・「延焼のおそれのある外壁」とは、当該外壁が隣地境界線等からどの程度離れているかなどの「延焼のおそれのある部分」と、これに該当する外壁で、その仕上げ材料が燃えにくいものになっているかなど、「仕上げ材料」の２つの要素が判断対象となる。

・「延焼のおそれのある部分」は、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の２以上の建築物相互間の中心線から、１階については３メートル以内、２階以上については５メートル以内をいう（図１参照)。

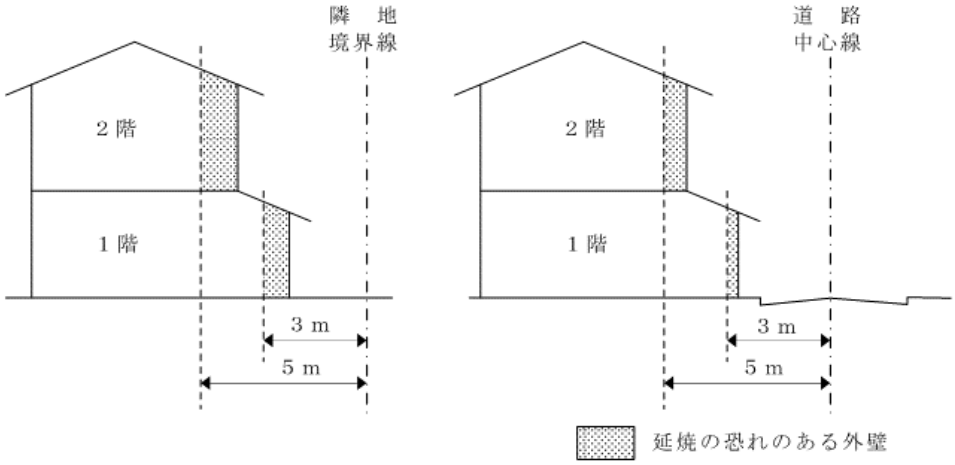


図１　延焼のおそれのある部分

・延焼のおそれのある外壁としては、例えば、「裸木造」「硬質塩化ビニール波板」の外壁などが該当する。

・外壁に飛び火や類焼の原因となる隙間などが生じている場合は、「延焼のおそれのある外壁」に該当するものとする。


裸木造

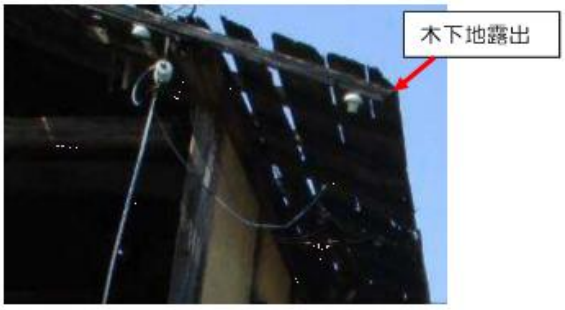

硬質塩化ビニール波板


仕上材なし

⑺　屋根

・可燃性材とは、例えば、茅やワラなどが該当する。
・屋根ぶき材料が剥落し、木板等の可燃性の下地材が露出している場合は、同じく評価の対象とする。





⑻　雨水

・雨桶の有無を確認する。
・雨桶の破損が著しいもの又は欠如しているもの等については、「雨桶がない」に該当するものとして評価の対象とする。



雨桶が壊れており、機能的には雨桶はないと同様の例（評点１０）

様式第１号（第８条関係）

熊谷市空き家等除却補助金交付申請書

年　　月　　日

熊谷市長　小　林　哲　也　　宛

（申請者）住　　所

氏　　名

電話番号

熊谷市空き家等除却補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

所　　有　　者	住　所 氏　名 申請者との続柄　□ 本人　　□ 共有者　　□ その他（　　）
所　　在　　地	熊谷市
種　　類	□　特定空家等　　□　管理不全空家等　　□　不良住宅 □　不良住宅に準ずるもの
規　　模	延床面積　　平方メートル　・　階数　　階
用　　途	□　専用住宅　　□　併用住宅　　□　その他（　　）
工事施工予定業者名	
工 事 見 積 金 額	円（税抜き）

（注）　※欄は記入しないこと。

添付書類一覧

Ｎｏ.	添付書類等	※担当者確認欄
1	位置図	
2	登記事項証明書、固定資産税評価証明書又は名寄帳の写し	
3	除却に係る同意書（様式第２号）	
4	誓約書兼同意書（様式第３号）	
5	市内事業者の許可証等の写し	
6	見積書の写し	
7	着工前の現場写真（全景２枚程度）	
8	不良住宅又は不良住宅に準ずるものであることを証する書類	
9	その他（　　）	

受　付　印　欄

様式第２号（第８条関係）

除却に係る同意書

年　　月　　日

熊谷市長　小　林　哲　也　　宛

（同意者）住　　所
氏　　名
電 話 番 号

私は、下記の空き家等の除却について熊谷市空き家等除却補助金を申請するに当たり、申請者が当該空き家等を除却すること、及び空き家等の除却について問題が生じた場合に申請者と協議の上、解決することについて同意します。

記

１　空き家等の所在地

熊谷市

２　申請者

住　　所	
氏　　名	
電　話　番　号	

３　同意者と申請者との関係（該当する欄に丸を付け、その他の場合は括弧内に必要事項を記入すること。）

	空き家等の共有者
	空き家等の所有者以外の権利者
	空き家等が所在する土地の所有者
	その他（　　）

様式第３号（第８条関係）

誓約書兼同意書

熊谷市長　小　林　哲　也　　宛

私は、下記事項について誓約するとともに、誓約事項その他補助金の交付に関する事項について、熊谷市が確認すること、及び官公署等に照会することに同意します。

記

１　他の公的制度による補助等を受けていないこと。

２　市税（国民健康保険税を含む。）に滞納がないこと。

３　熊谷市暴力団排除条例（平成２５年条例第２８号）第２条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと。

年　　月　　日

（申請者）

住　　所

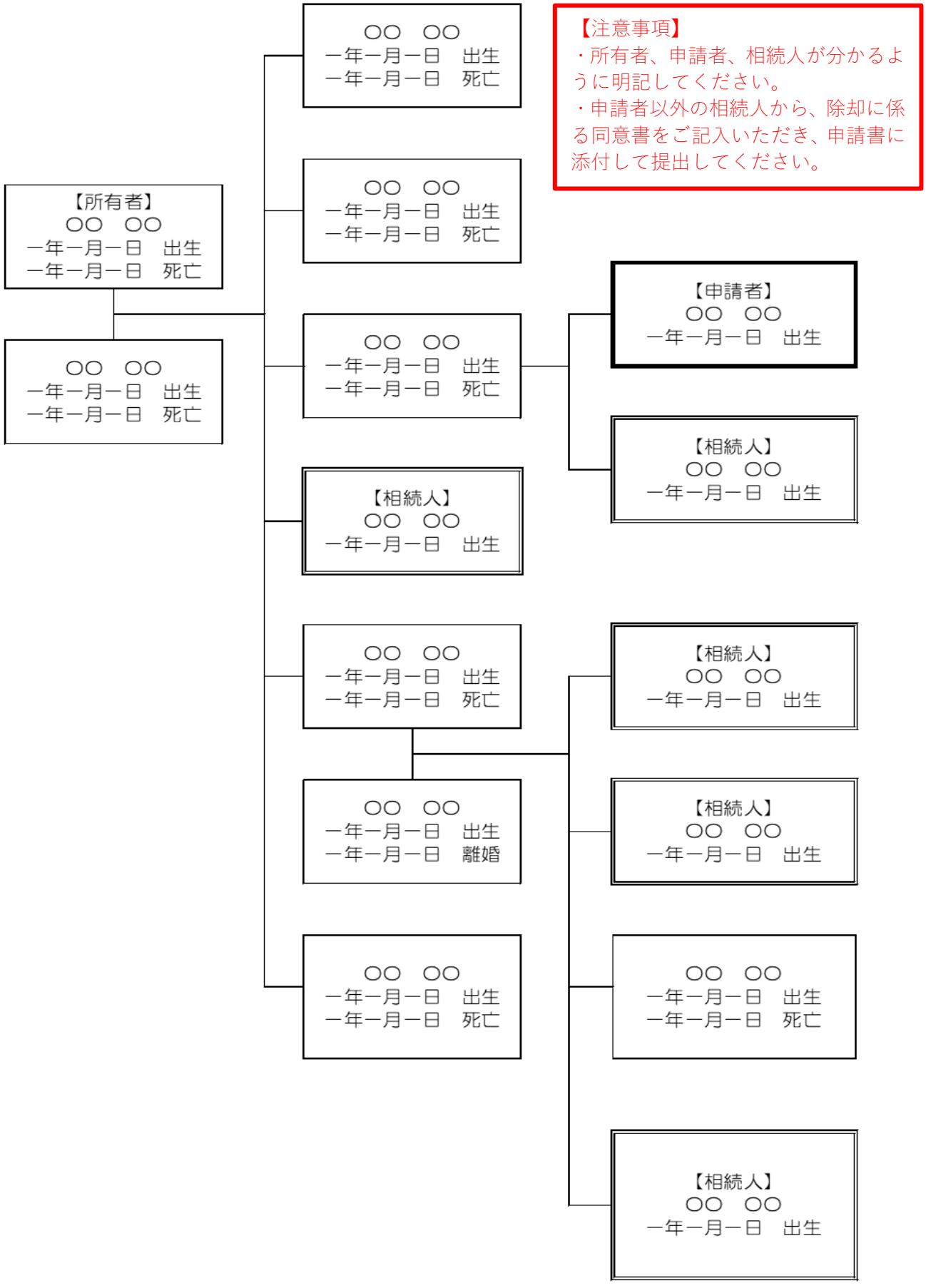
ふりがな

氏　　名

生年月日

記載例

相続関係説明図


【所有者】
〇〇　〇〇
一年一月一日　出生
一年一月一日　死亡
〇〇　〇〇
一年一月一日　出生
一年一月一日　死亡
〇〇　〇〇
一年一月一日　出生
一年一月一日　死亡
〇〇　〇〇
一年一月一日　出生
一年一月一日　死亡
〇〇　〇〇
一年一月一日　出生
一年一月一日　死亡
【申請者】
〇〇　〇〇
一年一月一日　出生
【相続人】
〇〇　〇〇
一年一月一日　出生
【相続人】
〇〇　〇〇
一年一月一日　出生
〇〇　〇〇
一年一月一日　出生
一年一月一日　死亡
〇〇　〇〇
一年一月一日　出生
一年一月一日　離婚
【相続人】
〇〇　〇〇
一年一月一日　出生
【相続人】
〇〇　〇〇
一年一月一日　出生
〇〇　〇〇
一年一月一日　出生
一年一月一日　死亡
【相続人】
〇〇　〇〇
一年一月一日　出生
【注意事項】
・所有者、申請者、相続人が分かるように明記してください。
・申請者以外の相続人から、除却に係る同意書をご記入いただき、申請書に添付して提出してください。

様式第６号（第１１条関係）

熊谷市空き家等除却補助金補助対象工事内容等変更（中止）承認申請書

年　　月　　日

熊谷市長　小　林　哲　也　　宛

（交付決定者）住　　所

氏　　名

電話番号

　　年　　月　　日付け熊安第　　号にて補助金の交付決定を受けました熊谷市空き家等除却補助金について、補助対象工事を変更（中止）したいので、下記のとおり申請します。

記

１　変更（中止）する内容

２　変更（中止）する理由

様式第８号（第１２条関係）

熊谷市空き家等除却補助金補助対象工事完了報告書

年　　月　　日

熊谷市長　小　林　哲　也　　宛

（交付決定者）住　　所

氏　　名

電話番号

　　年　　月　　日付け熊安第　　号にて補助金の交付の決定を受けました補助対象工事が完了したので、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

１　補助対象工事に要した費用　　円（税抜き）

２　交付決定額　　円

３　補助対象空き家等の所在地
　　熊谷市

４　工事完了日　　年　　月　　日

※　添付書類

⑴　工事請負契約書の写し

⑵　工事代金領収書の写し（工事に要した費用の内訳書）

⑶　工事完了後の現場写真

⑷　その他市長が認める書類

様式第１０号（第１４条関係）

熊谷市空き家等除却補助金交付請求書

年　　月　　日

熊谷市長　小　林　哲　也　　宛

（交付決定者）住　　所

氏　　名　　㊞

電話番号

年　　月　　日付け熊安第　　号で補助金の交付の決定を受けました熊谷市空き家等除却補助金について、下記のとおり請求します。

記

１　交付請求額　　円

２　振込先

金融機関名		本・支店名	
口座番号	普通・当座		
フリガナ			
口座名義			

備考　１　振込先口座の口座名義人が請求者と同一である場合又は「氏名」欄に請求者が自署する場合は、同欄への押印を省略することができます。

２　振込先口座の内容がわかる通帳の写しを添付してください。